

「令和7年度（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務 委託仕様書（案）

1 業務名

「令和7年度（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務

2 業務の目的

県内の無形民俗文化財の保存団体は、高齢化等により従来の対面による継承の機会が減少し、担い手不足となっている。一方で、活動している団体は自分達の活動を見てもらい、理解してもらえるような発表の機会を望んでおり、県としても発表機会を創出し、多くの県民に発信することで、担い手の確保に繋がりたいと考えている。

そのため、県内各地で（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会を開催し、民俗芸能を鑑賞・体験する機会を創出するとともに、大会当日の映像の他、団体の活動内容等を紹介する映像をテレビやSNS等で発信することにより、これまで民俗芸能に興味・関心が薄かった層に向けて民俗芸能の魅力を広く周知し、担い手確保に繋げることを目的とするものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

4 委託業務の内容

受注者は、青森県教育委員会（以下「発注者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに業務を行うこと。

（1）事業の全体調整

- ・ 事業目的の達成に向け、年間スケジュールの作成や業務全般の進捗管理を行うこと。

（2）（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会の開催

- ・ 大会名は、業務の目的を理解し、県民の関心を引く名称とする。
- ・ 民俗芸能団体6団体と芸能団体1団体の計7団体が公演することを基本とした構成の大会（リハーサルを含む）を、地域バランスを考慮して開催場所を確保し、県内4カ所で企画する。

また、大会に出演した団体同士の交流が図られるような企画を大会前後若しくは大会の中で開催する。

なお、出演する民俗芸能団体は、発注者側で作成する出演候補団体リストを基に発注者と受注者が協議し、決定することとし、芸能団体は受注者が選定するものとする。

- ・ 大会の観覧は無料とし、大会に出演する民俗芸能団体に対しては、謝金を支給する。
- ・ 大会の開催に際し、SNSや紙媒体（チラシ等）を用いた周知を行う。
- ・ 大会の出演団体等との連絡調整を行う。
- ・ 大会の運営、司会進行を行い、必要な人員を配置する。

（3）番組制作及び放送

- ・ 上記（2）で開催する大会1回につき、事前紹介と公演日の番組を制作する。
- ・ 制作及び放送に必要な出演者の肖像権等の許諾を得る。

- ・ 事前紹介番組は、10分程度で大会の告知と出演する民俗芸能団体の活動をドキュメンタリー化した内容とし、大会前に少なくとも1回は放送する。
 - ・ 公演日の番組は、各出演団体の公演を紹介する内容と交流の様子を30分程度の番組2本に編集し、大会後少なくともそれぞれ1回は放送する。
 - ・ 映像はSNS（YouTube等）で利用できる形式とするか、又はSNSで利用できるものに変換する。
 - ・ SNSでの発信は、青森県教育庁文化財保護課のアカウントを使用するほか、受注者の保有するアカウント等での発信も可とする。
- (4) 事業の実施体制の確保
- ・ 委託期間の全てにおいて、円滑な事業の遂行のため、発注者との連絡調整や事業の進捗管理等を行う総括責任者や担当者を配置する。
- (5) その他
- (1) から (4) に係るもの以外に、企画提案において提案された内容のうち、発注者が受注者に依頼するもの。

5 成果物

- (1) 制作物に係る現物及び電子データ
- (2) 業務実施報告書1部

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 著作権等

- (1) 納品された映像及び音声等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者（映像、音響等の制作者から委託を受けた者を含む。）は、納品された映像及び音声等の著作権等に係る著作者人格権を発注者及び第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 納品された映像及び音声等は、受注期間中及び事業終了後、発注者が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく、発注者又は発注者の指定する者が無償で二次使用や複製することができるものとする。
- (4) 受注者は、本業務に伴う成果品の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者から受注者又は受注者が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権を行使されないよう必要な措置を講ずること。

8 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、予め発注者に書面により承諾を求めること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

9 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項及び業務上疑義が生じた事項については、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。